

平成 28 年(ワ)第 468 号, 平成 29 年(ワ)第 212 号, 平成 30 年 (ワ) 第 224 号

原 告 小 坂 正 則 外 5 1 3 名

被 告 四 国 電 力 株 式 会 社

意 見 陳 述 書

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

大分地方裁判所民事第 1 部合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐 藤 朗

本日陳述した準備書面 7 について, その概要を説明するとともに, あらためて裁判所に期待することを申し述べたいと思います。

この準備書面では, 基準地震動に関する原告側の主張が総括的に論じられています。

まず, 強調しなければならないことは, 新規制基準を策定する際の基本的な視点です。当然, 福島第一原発事故に対する真摯な反省の上に策定されなければなりません。国会事故調は次のように指摘しています。「旧規制基準が, 福島原発事故により, 不完全で実効的でないことが明らかとなった以上, 直ちに根本的な見直しをする必要がある。」と。原発事故の悲劇を知る我々がこの指摘に異議を唱えることはできないはずです。

したがって, 新規制基準は, 次のような基準である必要があります。

地震発生の場所, 時期, 規模は予想できないという事実を踏まえていること。その上で, 科学的かつ合理的に見て, 万に一つでも想定されうる最大規模の地震にも耐えうる原発かどうか判断できること。

新規制基準について見ると, その中身は, 事故以前から電力会社に要求されて

いた基準と実質的に違いはありません。既に旧基準の失敗は、福島原発事故で証明されています。その上、基準に用いられている言葉も抽象的かつ曖昧で、どうにでも読むことができるもので、そもそも基準としての用をなしません。これは、新規制基準の策定にかかる時間がごく僅かであったためです。これらの点からすると、新規制基準は福島第一原発事故の深刻な教訓を全く踏まえていないといわざるをえません。

新規制基準に関する問題点の一例を挙げます。基準地震動の策定に関し、新規制基準では、一つの目玉がありました。三次元探査（三次元地下構造調査）です。

三次元探査が開発される以前は、二次元探査が行われていました。この2つの調査方法の違いは、市販のデジタルカメラの写真とCT画像の違いに似ています。例えば、体の内部で骨折しているかどうかという調査を行う場合、市販のデジタルカメラで患者を写しても、体内の骨の状況は明らかにはなりません。他方、CT画像を撮れば内部の骨折状況はデジカメの写真に比較にならないほど明らかになります。三次元探査では、CT画像のように地下の断層を三次元的に把握することができ、二次元探査では得られない高い質と量の情報を得ることができるのです。

新規制基準は、三次元探査を行うことを原則としながらも、同時に、二次元探査しか行わなくてもよいとする例外規定を設けています。この例外規定のおかげで、実態は、福島第一原発事故以前とあまり変わらない状況になっているのです。

実際、驚くべきことに、被告は伊方原発に関する調査で二次元探査しか行っていません。これについて被告は、三次元探査が不要な理由を縷々主張しています。しかし、いずれの主張についても、調査手法の妥当性に疑問があったり、調査結果の分析が無根拠あるいは乏しい根拠から導き出された内容だったり、科学的に不適切なものです。被告はこのような不適切な前提に基づいた結果を「総合的」という、これまた抽象的で漠然とした見方で評価しており、全く相当ではありません。

そもそも、三次元探査は、コストさえかければ可能なものです。被告が三次元探査を行わない理由は、単にコストがかかるというだけではない、別の理由があるのではないかとすら思わざるを得ません。そうであるとすれば、被告の主張は、原発と命、原発と故郷という天秤に乗せるにはあまりに不適切なものです。

その他にも新規規制基準そのものが福島第一原発事故の反省を踏まえたものとなっていない点、被告が新規規制基準の求めにすら応じていない点など、様々な問題点を指摘することができます。このような状況を踏まえれば、伊方原発は福島第一原発事故以前の原発と何ら変わりがない危険なものだといえるでしょう。にもかかわらず、伊方原発が稼働され続けていることは、全くもって不当という他ありません。

思い起こせば、私自身、2011年3月11日、東京であの揺れを体験しました。揺れの大きさに恐怖を感じても、なおチェルノブイリのような悲劇は日本で起こるはずがないと思っていました。多くの日本国民も同じ思いだったのではないのでしょうか。だから、今、根拠のない過信は捨てなければなりません。それが、福島第一原発事故が与えた最大の教訓です。

この教訓を信念として、2016年9月28日、この訴訟は提起されました。いまや、原告数514名の、大分史上最大規模の裁判となっています。この裁判がここまで大きくなった理由は、原告の方々の思いに他なりません。事故によって失われた生命、故郷を追われた人々、増え続ける甲状腺がんの子どもたち—— 福島の悲劇を繰り返したくないという強い思いです。これは、同時に、将来に対する責任感でもあります。裁判官の皆さんにも共にこの責任を感じてほしいのです。

裁判官の皆さんには、福島第一原発事故を経験した世代の一人として、伊方原発が大分に住む人々の生命や健康、日々の生活を傷つける危険が万が一にもないのかを、その良心にのみに従って判断することを期待します。

以 上